

# 社会保障審議会児童部会専門委員会の 議論の状況について

# 社会的養育専門委員会について

## 1. 開催経過

- 平成30年1月31日に第23回委員会を開催。厚生労働省が提示した「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」について議論。
- 平成30年8月3日に第24回委員会を開催。「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」等、法務省法制審議会特別養子縁組制度部会における検討状況及び「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急対策」について報告し、平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について議論。
- 平成30年9月12日に市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループを開催。

## 2. スケジュール(予定)

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ

- 第1回 9月12日(水) 議論1
- 第2回 10月中旬 議論2
- 第3回 10月下旬 議論3
- 第4回 11月中旬 議論4
- 第5回 12月上旬 議論5
- 第6回 12月中旬 とりまとめ

平成31年1月 社会的養育専門委員会

(参考)

# 社会的養育専門委員会について

## 1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

## 4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
青木 建	国立武蔵野学院長 全国児童自立支援施設協議会 顧問
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
犬塚 峰子	大正大学 客員教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府岸和田子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ころの診療部長
北川 聡子	一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 会長
熊川 利幸	浦安市子ども家庭支援センター 所長
桑原 教修	児童養護施設舞鶴学園 施設長 全国児童養護施設協議会 会長
清水 義弘	山口県健康福祉部子ども・子育て応援局 子ども家庭課長
菅田 賢治	母子生活支援施設仙台つばさ荘 施設長 全国母子生活支援施設協議会 会長
玉岡 雄太	東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
橋本 達昌	児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽統括所長 全国児童家庭支援センター協議会 副会長
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
平井 誠敏	自立援助ホーム慈泉寮 施設長 全国自立援助ホーム協議会 会長
平田 美音	名古屋市児童福祉センター くすのき学園長 全国児童心理治療施設協議会 会長
藤林 武史	福岡市子ども総合相談センター 所長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 准教授
森下 宣明	和歌山乳児院 院長 全国乳児福祉協議会 副会長
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科教授
横田 光平	同志社大学大学院司法研究科 教授
吉田 菜穂子	公益財団法人全国里親会 評議員

◎委員長

(敬称略、五十音順)

# 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループについて

## 1. 設置の趣旨

平成28年改正法附則第2条第3項において、施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

また、平成28年改正法において、市町村と都道府県の役割と責務を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制・専門性強化を図ったところ。

今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた検討を行うため、「社会的養育専門委員会」(以下「本委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

## 2. 構成等

- (1) 構成員は、本委員会の委員から委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループには座長を置く。
- (3) ワーキンググループには座長代理を置く。座長代理は、座長の指名とする。
- (4) ワーキンググループは、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化について
  - ・ 支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方
  - ・ 要保護児童の通告の在り方
  - ・ 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策
- (2) その他

## 4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター ころの診療部長
熊川 利幸	浦安市健康こども部 こども家庭支援センター所長
清水 義弘	山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課長
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成30年8月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例67例（77人）を対象とした。

区分	第14次報告			(参考) 第13次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	49(18)	18(2)	67(20)	48(8)	24(0)	72(8)
人数	49(18)	28(3)	77(21)	52(8)	32(0)	84(8)

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例の内数

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成28年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例14例（14人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第13次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計			
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84

## 2. 死亡事例（67例・77人）の分析

### （1）心中以外の虐待死（49例・49人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が32人（65.3%）と最も多く、特に、0歳のうち月齢0か月児が16人（50.0%）と高い割合を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が27人（55.1%）、ネグレクトが19人（38.8%）、直接の死因は、「頭部外傷」が8人（22.2%※）で最も多かった。
- 主たる加害者は、「実母」が30人（61.2%）と最も多く、次いで「実母と実父」が8人（16.3%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護を怠ったことによる死亡」が8人（16.3%）と最も多く、次いで「子どもの存在の拒否・否定」「依存系以外に起因した精神症状による行為（妄想などによる）」が6人（12.2%）であった。
- 実母が抱える問題（複数回答）として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が24人（49.0%）と最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が23人（46.9%）、「母子健康手帳の未交付」「遺棄」が各15人（30.6%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が6人（27.3%※）、「1歳6か月児健診」の未受診者が3人（30.0%※）、「3歳児健診」の未受診者が3人（50.0%※）であった。
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等では「育児不安」が14例（28.6%）と最も多く、次いで「養育能力の低さ」が10例（20.4%）であった。養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

### （2）心中による虐待死（未遂を含む）（18例・28人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接の死因は、「頸部絞扼（けいぶこうやく）による窒息」が11人（52.4%※）と最も多く、次いで「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が3人（14.3%※）であった。
- 主たる加害者は、「実母」が22人（78.6%）と最も多く、次いで「実父」が5人（17.9%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が15人（53.6%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が4人（14.3%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が3人（16.7%※）、「3歳児健診」の未受診者が1人（5.9%※）であった。なお、「1歳6か月児健診」については、16人（「年齢的に非該当」「不明」「未記入」とした回答を除いた数）全てが受診していた。

### （3）関係機関の関与

- 心中以外の虐待死の事例では、児童相談所の関与ありが8例（16.3%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与ありが12例（24.5%）、心中による虐待死の事例では、児童相談所の関与ありが4例（22.2%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与は、全ての事例においてなかった。
- 要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、心中以外の虐待死が9例（18.4%）、心中による虐待死は、全ての事例において検討されていなかった。

### 3. 重症事例（14例・14人）の分析（個別調査票による調査の結果）

#### （1）重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」が9人と最も多く、受傷した0歳児を月齢別にみると、月齢「3か月」が3人で最も多かった。

#### （2）虐待の種類と加害の状況

- 虐待の種類は、「身体的虐待」が10人と最も多く、次いで「ネグレクト」が2人であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が11人と最も多かった。
- 主たる加害者は、「実母と実父」が6人と最も多く、次いで「実母」が5人であった。

#### （3）関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与ありが5例、市町村（虐待対応担当部署）の関与ありが4例であった。
- 重症の受傷以前において、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は5例であった。

#### （4）重症となった受傷後の対応状況

- 重症となった受傷後に医療機関へ入院した人数は13人あり、このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が4人と最も多く、次いで「救急外来」「脳神経外科」がそれぞれ2人ずつであった。また、医療機関に一時保護委託した事例は6人であった。
- 受傷後に要保護児童対策地域協議会に登録された事例は12例であった。
- 平成28年9月1日時点で加害者と同居していない事例は10例あり、このうち、援助方針として「家族再統合」としているものが3例、「分離」としているものが5例であった。
- 検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は6例、第三者による検証を実施した事例は3例であった。

## 4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県、市町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

### (1) 事例の概要

- 【事例1】精神疾患を患う実母が施設入所中の長女と、一時帰宅時に心中を囚った事例
- 【事例2】施設入所歴がある長男が実父により殺害され、転居先で居所不明児として警察の捜査を受け、遺体として発見された事例
- 【事例3】要保護児童対策地域協議会の対象となっていた長男が実父に閉じ込められ死亡した事例
- 【事例4】出産後、遺棄し、死亡させたことがある実母が、予期しない妊娠の後に出産し、再び遺棄し死亡させた事例

### (2) 各事例が抱える問題点に対する対応策のまとめ

#### ① 成育歴や精神疾患等の特徴などを考慮した家族全体への慎重なアセスメント

- 精神疾患等、福祉関係者のみで解決しがたい問題が関連する場合は、専門家に助言を求められるような仕組みを作る
- 支援方法を決定する際は、各リスクアセスメント項目のそれぞれの結果のみで判断せず、必ずそれらを総合的にリスクアセスメントし、検討するようにする
- 家族全体を過去から現在を通して俯瞰してアセスメントする
- アセスメントに関する研修等で技術を向上させる

#### ② 転居に伴う継続した支援の在り方

- ケース移管については、必要に応じて、転居前の関係機関と一緒に訪問するなど、危機意識も含めた情報共有を確実に行う
- 転居に伴い、家族構成や家庭環境に変化が生じていることに留意し、リスクが増していないかを注意深く調査する

#### ③ 施設入所中、退所後の支援

- 一時帰宅の判断では、家庭状況に変化があった際には、より慎重に関係機関間で協議する等により決定する
- 施設入所中であっても、継続して要保護児童対策地域協議会の対象児童として関係機関と情報共有を図り、切れ目のない支援を行う
- 緊急介入が必要な場合の具体的な対応や役割分担等を予め協議しておく
- 要保護児童対策地域協議会等での取扱歴が施設入退所時に十分に反映されるよう、関係機関内で仕組みを作る

#### ④ 要保護児童対策地域協議会において確実に検討を行う体制

- 対象児童だけでなく、そのきょうだいについてもリスク要因をアセスメントした上で要保護児童対策地域協議会において家庭に対する支援を確実に検討する
- 少数意見であっても疑念が俎上に上がるよう意識付ける
- 通告があった事例は漏れなく要保護児童対策地域協議会において検討し、必要に応じ、支援の質的な転換を図る
- 要保護児童対策地域協議会において確実に検討されるよう、まずは各構成機関内でリスクを共有した上で、予防的視点をもって組織的に対応する

#### ⑤ 児童相談所の専門性を活かした支援

- 泣き声通告において、直接児童相談所が安全確認を実施しない場合、児童相談所は調査内容を具体的に依頼し、結果を迅速に確認することが重要であるが、中でも、依頼先が適切な対応ができていない場合は、児童相談所が責任をもって依頼先を指導するなど、確実に安全確認を行えるようにする
- 予期しない妊娠により、妊娠していることを周囲に隠したり、否定したりして、出産後の遺棄等が少しでも懸念される場合は、市町村による支援だけでなく、児童相談所による事実の整合性の確認など児童相談所の専門性を活かした関与を検討する



## 5.【特集】若年（10代）妊娠

- 妊娠期・周産期における問題として「若年（10代）妊娠」が「あり」とされた事例は分析が可能であった第5次報告から第14次報告の間で、心中以外の虐待死は99人、心中による虐待死は12人であった。日齢0日児事例（生後24時間に満たない死亡）は25人、その他（日齢1日以上）は86人であった。

### 結果

※の割合は「不明」「未記入」等とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

- ① **死亡した子どもの年齢** 「0歳」が50人（45.0%）で最も多く、特に、0歳のうち「0日」児が25人（50.0%）と高い割合を占めた。
- ② **死亡した子どもの性別** 「男」が58人（52.3%）、「女」が53人（47.7%）でほぼ同数であった。
- ③ **死因となった主な虐待の類型** 「身体的虐待」が68人（61.3%）で最も多く、次いで「ネグレクト」が36人（32.4%）であった。
- ④ **主たる加害者** 「実母」が54人（48.6%）で最も多く、次いで「実父」が12人（10.8%）、「実母と実父」が9人（8.1%）であった。
- ⑤ **子どもの死亡時の実母の年齢** 「20～24歳」が53人（48.2% ※）で最も多く、次いで「19歳以下」が45人（40.9% ※）であった。
- ⑥ **妊娠期・周産期の問題** 「予期しない妊娠／計画していない妊娠」は「あり」が51人（78.5% ※）、「妊婦健診未受診」は「あり」が42人（53.2% ※）、「母子健康手帳の未交付」は「あり」が31人（32.6% ※）であった。
- ⑦ **子どもの死亡時の実母の心理・精神的問題等** 「養育能力の低さ」は「あり」が44人（67.7% ※）であった。
- ⑧ **子どもの死亡時の実父の年齢** 「20～24歳」が17人（27.4% ※）で最も多い。なお「死亡時父なし又は不明」が38人（34.2%）であった。
- ⑨ **養育者の世帯の状況**  
「一人親（未婚）」が33人（29.7%）であり、次いで「実父母」30人（27.0%）であった。祖父母との同居の状況では「なし」が71人（64.0%）であった。
- ⑩ **家庭の経済状況** 不明が多いものの、家庭の経済状況では「市町村民税非課税世帯（所得割、均等割ともに非課税）」が28人（45.9% ※）で最も多い。
- ⑪ **家庭の地域社会との接触状況** 「ほとんど無い」が35人（46.1% ※）で最も多かった。
- ⑫ **関係機関の関与**  
児童相談所の関与では関与「あり」が34人（30.6%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与では関与「あり」が33人（29.7%）、市町村（母子保健担当部署）の関与では「関与はあったが虐待の認識なし」と「関与あり虐待の認識もあり」を合わせると60人（54.0%）であった。
- ⑬ **制度等の利用状況** 子育て支援事業は利用「あり」が35人（31.5%）で、「児童扶養手当」は利用「あり」が第11～14次報告で9人（23.1%）であった。
- ⑭ **要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況** 検討「あり」が18人（16.2%）であった。
- ⑮ **日齢0日児事例（生後24時間に満たない死亡）と日齢1日以上の死亡事例の相違** 日齢0日児事例における関係機関の関与では、児童相談所、市町村（虐待対応担当部署）、市町村（母子保健担当部署）において「不明」を除き全て、関与「なし」であった。一方、日齢1日以上の死亡事例では児童相談所において関与「あり」が34人（39.5%）、市町村（虐待対応担当部署）において関与「あり」が33人（38.4%）、市町村（母子保健担当部署）において「関与はあったが虐待の認識なし」と「関与あり虐待の認識もあり」を合わせると60人（69.8%）であった。

### 考察

- 虐待により死亡した子どもの母親が、若年（10代）妊娠をしている場合は、養育能力が不足していることが多くあるため、支援者は、母親及び家族の養育能力についてアセスメントし、不足している部分を補っていけるような適切な支援を行っていく必要がある。さらに、若年（10代）妊娠では、未婚であったり、実父の状況が不明、祖父母と同居ではなく地域社会との接触もほとんど無い等、周囲の協力が得られにくい場合もあるため、市町村（母子保健担当部署）や医療機関等の支援等を通じて孤立しないよう注意していくことが必要である。
- 妊娠・出産について、周囲に相談できず、出産直後に子どもを遺棄した事例もみられた。このことから、若年層についても妊娠に関する相談ができる体制を身近な場所に整備し、相談窓口を若年層にも周知することが重要である。
- 経済状況が「市町村民税非課税世帯」であることも多くあるため、支援者が家庭の経済状況についても適切にアセスメントした上で、その家庭が受けられる各種手当てや子育て支援事業等の行政サービスを適時に案内し、長期の支援につなげることが重要である。
- 日齢0日児事例では妊娠中から、まず相談機関へつなげることで、日齢1日以上の死亡事例ではつなげた相談を適切に継続的な支援へ移行させることが重要である。

## 6. 課題と提言

### 地方公共団体への提言

#### 1 虐待の発生予防及び早期発見

- ① 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化
  - ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置促進、「女性健康支援センター」のSNS等による広報
- ② 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応
  - ・ きょうだいも含めた状況把握と支援へのつなぎ
- ③ 精神疾患、身体疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応
  - ・ 医療機関との連携及び育児支援
- ④ 居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備
  - ・ 関係機関との情報共有による確実な安全確認
- ⑤ 事故予防をはじめとした育児に関する知識の啓発
  - ・ 啓発資材等の活用による親の注意力の向上と家庭環境作りの促進

#### 2 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援

- ① 複数の関係機関が関与していた事例における対応
  - ・ 要保護児童対策地域協議会を活用した危機管理の視点を含む連携体制構築
- ② 転居事例に関する地方公共団体間での情報共有と継続支援の実施
  - ・ 転居前後の居住地における関係機関同士の協力とリスクアセスメントの実施
- ③ 施設入所中及び退所後の対応
  - ・ 子どもが再び家庭内に加わることで発生するリスクの丁寧なアセスメント

#### 3 児童相談所及び市町村職員による丁寧なリスクアセスメントの実施と評価

- ① 適切なアセスメントの実施と結果の共有
  - ・ 組織的な判断とアセスメント結果の関係機関間での共有
- ② 定期的な再評価と組織的なケース管理の実施
  - ・ 関係機関による定期的な再評価と評価結果に基づく組織的なケース管理

#### 4 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上

- ① 体制の充実と強化
  - ・ 専門職の配置と業務量に見合った職員配置数の確保
  - ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- ② 相談援助技術の向上
  - ・ 児童相談所や市町村の役割を踏まえた研修の実施及び受講の促進

#### 5 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ① 検証の積極的な実施
  - ・ 疑義事例を含む検証の実施の推進
- ② 検証結果の有効活用
  - ・ 研修での周知による検証結果からの学びの引継ぎ
- ③ 転居事例における検証の地方公共団体間の協力
  - ・ 転居前後の地方公共団体による相互協力のもとでの検証実施

### 国への提言

#### 1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備
  - ・ 取組事例の発信
- ② 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化
  - ・ 医療機関等との連携促進に向けた取組の周知
- ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発
  - ・ リスクとして留意すべきポイントや相談窓口の周知

#### 2 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に関わる体制整備

- ・ 役割の明確化による相互理解と連携の推進

#### 3 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ 専門職の配置と研修の受講による体制強化

#### 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

- ・ 専門職の配置と研修の受講
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

#### 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

- ・ 施設入所中からの措置解除後を見越した支援体制整備の促進
- ・ 親子関係再構築の促進

#### 6 地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働及び検証

- ・ 環境の変化に伴う新たなリスクを想定し、危機意識も含んだ引継ぎを行うことの重要性の周知
- ・ 転居前後の関係機関による検証実施の推進

#### 7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 疑義事例を含めた検証の促進
- ・ 検証結果の活用のための周知

# 第1次から第14次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

## 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

## 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった

## 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 経済的問題等、生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

## 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第14次報告より追加した留意すべきポイント

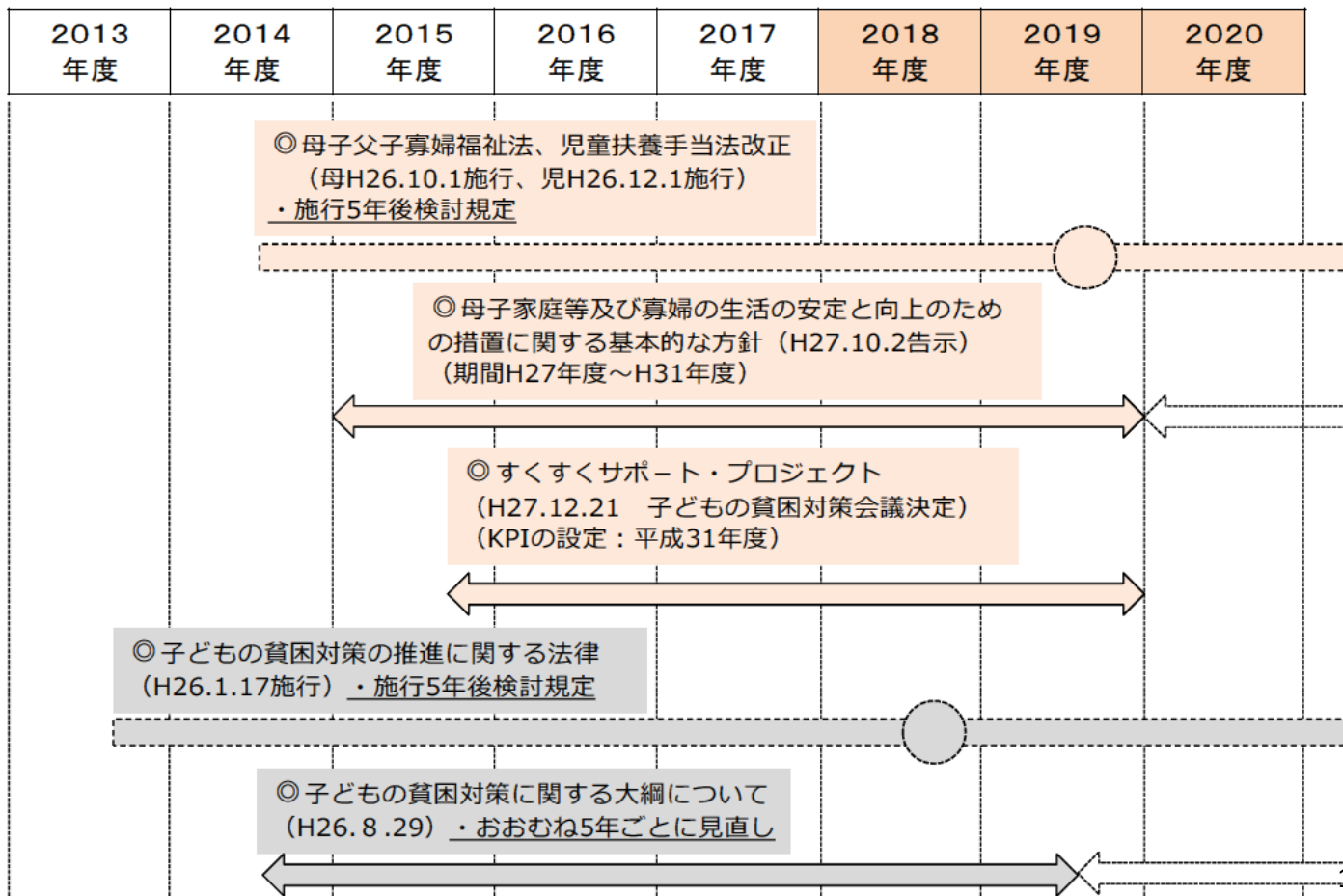
# ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会について

## 1. 開催経過

- 平成30年1月10日に第11回専門委員会を開催(第10回の開催は平成27年7月28日)。設置要綱を改正し、幅広くひとり親家庭への支援施策の在り方を検討する専門委員会として位置付けることとした旨報告した。
- 第11回専門委員会では、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果、平成28年度ひとり親家庭の自立支援策の実施状況、平成30年度予算案及び児童扶養手当制度等の見直し案について報告し、委員より今後のひとり親家庭支援に係る意見を伺った。

## 2. スケジュール(予定)

ひとり親家庭への支援施策の今後の検討課題等(右表)を見据え、本専門委員会において検討を行う。



(参考)

# ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会について

## 1. 設置の趣旨

ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## 2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

## 4. その他

- (1) 委員会は、原則公開とする。

## 5. 委員名簿

別紙

氏名	所属
今村 華代	全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長
乙部 公裕	全国母子生活支援施設協議会副会長
合原 佳登理	全国母子寡婦福祉団体協議会母子部長
◎ 小杉 礼子	労働政策研究・研修機構特任フェロー
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
○ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
高山 厚志	浜松市こども家庭部子育て支援課長
永澤 隆志	山形県子育て推進部子ども家庭課長
町山 貴子	松戸市こども部長

◎は委員長、○は委員長代理

(注) 平成30年9月21日現在(所属については平成30年3月末時点)の名簿であり、今後、一部委員の交代を行う予定。

# 放課後児童対策に関する専門委員会について

## 開催経過

- 平成30年1月29日 第4回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:関係者からのヒアリング 等)
- 平成30年2月8日 第5回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:関係者からのヒアリング 等)
- 平成30年2月27日 第6回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:関係者からのヒアリング 等)
- 平成30年3月19日 第7回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:中間とりまとめに向けた全体の議論 等)
- 平成30年4月20日 第8回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:中間とりまとめ(素案) 等)
- 平成30年5月15日 第9回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:中間とりまとめ(素案) 等)
- 平成30年6月4日 第10回 放課後児童対策に関する専門委員会  
(議題:中間とりまとめ(案) 等)
- 平成30年7月27日 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ公表

(参考)

# 放課後児童対策に関する専門委員会について

## 1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

## 4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

## 5. 委員名簿(別紙)

### 委員一覧

氏名	所属
赤堀 正美	静岡県 健康福祉部子ども未来局子ども未来課長(平成30年5月～)
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 主任研究員
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
黒柳 いずみ	静岡県 健康福祉部子ども未来局子ども未来課長(～平成30年5月)
清水 利昭	三鷹市 子ども政策部児童青少年課長
清水 将之	淑徳大学短期大学部 子ども学科 准教授
田中 雅義	聖籠町 教育委員会子ども教育課長
中川 一良	京都市北白川児童館 館長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」 代表兼放課後児童支援員

(敬称略、五十音順)

【注】◎は委員長

# 総合的な放課後児童対策に向けて

## 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ(概要)

### 1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

#### (1) 児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

- ✓ 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ✓ 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

#### (2) 子どもの「生きる力」の育成

- ✓ 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

#### (3) 地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- ✓ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。そのために、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。



子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

### 2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どものも放課後に多様な体験が行えるようなあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーディネートする役割が必要があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。



### 3. 放課後児童クラブの今後のあり方

#### (1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

#### (2) 質の確保

##### ①放課後児童クラブに求められるもの

- 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。  
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。  
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

##### ②放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、処遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について：経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について：研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

# 遊びのプログラム等に関する専門委員会について

## 開催経過

- 平成30年3月12日 第2回 今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ  
(議題:児童館ガイドラインの見直し 等)
- 平成30年3月23日 第12回 遊びのプログラム等に関する専門委員会  
(議題:児童館ガイドラインの見直し 等)
- 平成30年6月22日 第13回 遊びのプログラム等に関する専門委員会  
(議題:改正児童館ガイドライン(仮称)について、報告書(案)について 等)
- 平成30年9月20日 第14回 遊びのプログラム等に関する専門委員会  
(議題:改正児童館ガイドライン(仮称)について、報告書(案)について 等)

(参考)

# 遊びのプログラム等に関する専門委員会について

## 1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

## 2. 構成等

- (1)専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2)専門委員会には委員長を置く。
- (3)専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4)専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1)「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
- (2)新たなプログラムの開発について
- (3)今後の地域の児童館等のあり方について
- (4)その他

## 4. その他

委員会は、原則公開とする。

## 5. 委員

(五十音順)

氏名	所属・役職
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
北島 尚志	NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン理事長
佐野 真一	港区立麻布子ども中高生プラザ館長
○鈴木 一光	一般財団法人児童健全育成推進財団理事長
高松絵里子	北海道中標津町役場町民生活部参事
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
羽崎 泰男	一般社団法人鬼ごっこ協会代表理事
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット代表理事
吉村 温子	玉川大学非常勤講師

# 今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループについて

## 1. 設置の趣旨

「児童館ガイドライン」が平成23年に定められ5年が経過し、この間、これまで先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきた「こどもの城」が平成27年3月末に完全閉館したことや、子どもの貧困、児童虐待、中高生の居場所確保等新たな問題への対応など児童館を取り巻く環境が変化してきており、ガイドラインの見直しなど今後の地域の児童館等のあり方を検討する必要がある。今後の地域の児童館等のあり方を検討し、児童館運営の指針となる「児童館ガイドライン」の見直しなどを専門的な見地から検討を行うため、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

## 2. 構成等

- (1)ワーキンググループの構成員は、本委員会の委員及び外部有識者等から委員長が指名する。
- (2)ワーキンググループの検討状況を本委員会に随時報告するとともに、検討結果を本委員会に報告する。
- (3)ワーキンググループは、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。なお、委員長にあつては必要に応じて参加することができる。
- (4)ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

## 3. 主な検討事項

- (1)今後の地域の児童館等のあり方について
- (2)「児童館ガイドライン」の見直し
- (3)その他

## 4. その他

会議は、原則公開とする。

## 5. 構成員

### 【専門委員】

(五十音順)

氏名	所属・役職
○植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長

### 【外部有識者】

氏名	所属・役職
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構教職課程科 准教授
斉藤 朋行	東久留米市中央児童館 館長
柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長